

東京都アルコール健康障害対策推進計画（令和 7 年度改定）

【骨子案】

第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨

- ・アルコールを取り巻く状況
- ・国の動き

基本計画（第 3 期）の概要

- ・東京都の状況

平成 31 年度に第 1 期計画を策定し、令和 6 年度に第 2 期計画を策定

引き続き取り組みを推進するため、第 2 期計画に続き、第 3 期計画を策定

2 計画の位置づけ

基本法第 14 条第 1 項に規定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定する。

策定に当たっては、「東京都健康推進プラン 21（第三次）」や「東京都保健医療計画」等との整合性を図る。

3 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 か年とする。

第2章 アルコール健康障害等をめぐる東京都の現状

1 酒類販売（消費）の状況

- (1) 国内における酒類の販売（消費）状況
- (2) 都における成人 1 人当たりの酒類販売（消費）数量

2 飲酒の状況

- (1) 飲酒をする人の状況 ※健康に関する世論調査
- (2) 生活習慣病のリスクを高める飲酒者の状況

3 アルコールによる健康障害等の状況

- (1) 保健所の相談状況
- (2) 精神保健福祉センターの相談状況
- (3) アルコール依存症者の受療状況
- (4) 飲酒事故の状況
- (5) 飲酒に係る少年補導の推移

(6) 急性アルコール中毒による救急搬送の状況 ※東京消防庁

4 「東京都における飲酒問題調査研究」について

第3章 第2期推進計画に基づく事業の実施状況と評価

1 第2期推進計画に基づく事業の実施状況

- ・第2期推進計画において設定した視点及び目標
- ・推進計画に基づく取組結果

別紙「東京都アルコール健康障害対策推進計画実施状況一覧」

連携会議の開催等を通じて体制強化

専門医療機関の選定状況

2 アルコール健康障害対策推進計画（第2期）の評価

第4章 アルコール健康障害対策の基本的な考え方

1 基本理念

アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を切れ目なく、適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することを目的に実施

その実施にあたっては、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行う

2 取組の方向性（基本計画Ⅱ. 2）

- (1) 正しい知識の普及、及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- (2) 誰もが相談できる相談の場と必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- (3) 医療における質の向上と連携の促進
- (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

3 取組を進める上での視点、重点課題、施策及び重点目標（基本計画Ⅲ. 2）

- (1) アルコール健康障害の発生を予防

【重点課題】

- ・飲酒に関する正しい知識の普及を行い、将来にわたるアルコール健康障害の発生を防ぐ。

【目標】

- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少。

<指標>ベースライン（令和3年）から減らす

- ・20歳未満の飲酒及び妊娠中の飲酒をなくす

(2) 相談、治療、回復支援の体制整備

【重点課題】

- ・アルコール健康障害に関する当事者及びその家族に対する相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備
- ・医療機関の間での連携を促進。児童福祉部門等の多様な関係機関の間の連携を強化。
- ・連携にあたっては、自助グループや介護職なども含めた多職種連携に努める。

【目標】

- ・アルコール健康障害に関する相談拠点において、関係機関との連携体制を強化（連携会議の定期開催等）
- ・アルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関を追加選定
- ・アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上
- ・アルコール健康障害事例の継続的な減少

第5章 具体的な取組

1 教育の振興等

(学校教育等の推進)

- ・飲酒が及ぼす健康への影響に関する理解を図る教育を推進【教育庁】
- ・自動車教習所における飲酒運転防止に係る教習の実施【警視庁】

(職場教育の推進)

- ・事業者に対する各種講習における飲酒運転防止の周知【警視庁】

(広報・啓発の推進)

- ・飲酒に関する正しい知識の普及啓発等の取組【保健医療局】
- ・母子保健における普及啓発等の取組【福祉局子供・子育て支援部】
- ・アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発等の取組【福祉局障害者施策推進部】
- ・飲酒運転の防止に向けた普及啓発活動の取組【警視庁】【都民安全総合対策本部】

2 不適切な飲酒の誘因の防止

- ・少年の飲酒行為に対する補導活動、教育機関等との連携による広報啓発活動【警視庁】
- ・酒類販売業者等に対する指導等・取締り、風俗営業者等に対する指導・取締り【警視庁】

3 健康診断及び保健指導

- ・特定健康診査・特定保健指導に従事する者を対象に、研修を実施【保健医療局】

4 アルコール健康障害に関する医療の充実等【福祉局障害者施策推進部】

(専門医療機関における医療の充実)

(一般医療と専門医療の連携等)

5 アルコール健康障害に関連する問題の相談支援等

・飲酒運転をした者に対する指導等（アルコール・スクリーニングテストの実施及び医療機関の紹介）【警視庁】

・暴力・虐待・自殺未遂をした者について、アルコール依存症等の疑いがある場合には、必要に応じて、地域の関係機関が連携し、各種支援につなぐための取組を推進【生活文化局】

6 相談支援等

・保健所において、当事者・家族への支援を実施【保健医療局】

・精神保健福祉センターにおいて、相談支援の実施【福祉局障害者施策推進部】

・地域連携会議の実施【福祉局障害者施策推進部】

・SNS を活用した精神保健福祉相談の実施【福祉局障害者施策推進部】

・保健所等からの依頼に基づき、必要に応じて技術支援を行う【福祉局障害者施策推進部】

7 社会復帰の支援【福祉局／障害者施策推進部】

・就労及び復職の支援

・リーフレットを活用した知識の普及、都民向けシンポジウムの開催を通じ、職場における理解や支援を促進

・治療拠点において、自助グループと連携し受診後の患者に対する支援を実施

8 民間団体の活動に対する支援【福祉局／障害者施策推進部】

・精神保健福祉センターにおける講師派遣

・自助グループとの連携・協力内容等の情報提供

・精神保健福祉センターの相談支援において、民間団体との連携を強化

・専門医療機関と民間団体との連携促進

9 人材の育成

・健康づくりの指導的役割を担う人材を対象に、研修を実施【保健医療局】

・依存症支援者研修、医療従事者向け研修、講師の派遣【福祉局／障害者施策推進部】

10 調査研究の推進

第6章 推進体制と進行管理

関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、区市町村や関係機関等とも連携を図る。

取組状況を適宜把握するとともに、必要に応じて関係団体等で構成する会議を開催し、取組状況の共有や意見交換を行うなど、アルコール健康障害対策に継続的に取り組む。

PDCA サイクルの一連のプロセスを通して、事業の見直し・進行管理を行う。

第7章 おわりに

今後想定される課題とその対応

必要に応じて施策の見直しを行い、取組の強化を図る

<コラム>

- ・お酒の知識（第2期計画から引用）
- ・専門医療機関、研究機関等の取組

<参考資料>

※第2期計画と同じ資料を掲載（専門医療機関の選定状況、相談窓口については適宜更新）